### 豊田市カーボンニュートラル省エネ生産設備導入促進補助金手続要領

令和5年4月1日施行 令和5年10月1日改正 令和6年4月1日改正

#### ~はじめに~

本補助金は税金を財源としているため、社会的にその適正な執行が強く求められます。当市は、当然ながら厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽の申請や不正行為に対しては厳正に対処します。

本補助金を申請するに当たっては、豊田市カーボンニュートラル省工ネ生産設備導入促進補助金 交付要綱(以下、「要綱」という。)及び本要領をよく理解した上で、以下の点について十分認識し、 補助金の申請に関する全ての手続を適正に行っていただきますようお願いします。

- ①補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を 行わないでください。
- ②虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還していただくことになります。
- ③実態と異なる書類等を作成して補助金を受給した場合は、詐欺罪(刑法第 246 条)が成立し、10年以下の懲役に処せられます。なお、現に補助金を受給していなくても、実態と異なる書類等を作成して補助金を受給しようとした場合は、詐欺未遂罪(刑法第 250 条)が成立し、10年以下の懲役に処せられます。
- ④補助対象事業の実施に当たっては、各種法令、基準等を遵守してください。
- ⑤補助対象事業に係る全ての資料は、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存して ください。
- ⑥補助対象事業により取得した財産については、総務省所管補助金等交付規則(平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に定められた期間が経過するまでは、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。
- ⑦要綱に規定する要件を欠くこととなったときは、指定若しくは補助金の交付の決定を取り消し、 補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあ ります。

#### 1 補助対象事業者

補助対象事業者は、市内に事業所(個人事業主にあっては、市内に住所及び主たる事業所)を置く中小企業等であって、要綱第9条第1項に規定する指定申請時点から遡って1年以上市内で製造業に属する事業を営む者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業\*又は個人事業主\*であること。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (3)暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- (4) 暴力団員等が経営又は運営に関与している法人等と関係を有しないこと。
- (5)豊田市税を滞納していないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 事業活動等に必要な許認可等を取得していること。

#### ※ 中小企業基本法第2条第1項の定義による。以下例示。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業等その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

#### 【注意】

個人事業主にあっては、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者のうち、所得税法(昭和40年法律第33号)に基づき青色申告特別控除の適用を受けた個人であって、要綱第9条第1項に規定する補助金の指定申請時点から遡って1年以上市内に居住している者を補助対象事業者とする。

# 2 補助対象設備

補助対象設備\*1は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 既存設備の更新により導入する指定生産設備<sup>※2</sup>であって、既存設備よりエネルギー消費効率 が優れていること。
- (2) 更新前後で使用用途が同じであること。
- (3) 兼用設備<sup>※3</sup>、将来用設備又は予備設備ではないこと。
- (4)補助対象事業者が購入し、所有し、使用すること。
- (5) 自社で製造する製品ではないこと。
- (6) 要綱第9条第1項に規定する申請をする時点で指定生産設備であること。
- (7) 既存設備は処分(廃棄、売却等)すること。
- (8) その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
- ※1 上記の要件を全て満たす「中古品」は補助対象設備とする。
- ※2 「指定生産設備」とは、経済産業省が行う「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援

事業費補助金((C) 指定設備導入事業)」又は「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金((III) 設備単位型)」(以下「国補助事業」という。)において、経済産業省が指定する団体(以下「執行団体」という。)が当該団体のホームページ等で型番を公表している工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン及び国補助事業において執行団体が定める要件を満たす低炭素工業炉をいう。

- ※3 「兼用設備」とは、次の①又は②のいずれかに該当する設備をいう。
  - ①事業活動以外の用途でも使用する設備
  - ②指定生産設備を設置する事業所以外の事業所でも使用する設備

### 3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象事業者が事業所に設置された既存設備を補助対象設備に更新する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1)補助対象設備の導入される場所が、補助対象事業者が製造業を主業として営む市内の事業所内であること。
- (2) 国又は地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業でないこと。
- (3) 新たに事業活動を開始する新築又は新設の事業所に新たな設備を導入することを目的とした事業でないこと。
- (4) 既存の事業所において新たな設備の追加を目的とした事業でないこと。
- (5) 既存設備の省エネルギー化を目的とした事業であって、故障した設備の更新等を目的とした 事業でないこと。

### 4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象設備の本体価格に限る。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

※ 「本体価格」とは、補助対象設備本体の取得価格をいい、付属品の取得に要する費用、据付工事 費等は本体価格に含まない。

見積書(様式第2号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式)には、補助対象設備の本体価格を明確に記載することが必要である。

# 5 補助金額

補助金の額及び限度額については下表に定める額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助金額	限度額
<b>油サ色収集の3八の1</b>	4 F00 <del>E</del> m
	4,500万円
補助対象経費の3分の1	3,000万円
	補助対象経費の2分の1

# 6 申請受付期間・申請方法

(1) 申請受付期間

令和5年4月1日(土)~令和6年12月27日(金)

(2) 申請方法

申請は、原則、あいち電子申請・届出システムにより行うこと。

# 【問合せ先】

豊田市役所西庁舎 7 階 産業労働課 企業支援担当

**☎** 0565-34-6641 ⊠ kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp

# 7 提出書類

(1) 指定申請時に提出する書類

	法人	個人事業主
補助金交付対象事業者指定申請書(様式第1号)	0	0
見積書(様式第2号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式) (※1)	0	0
補助対象経費明細書(様式第3号)	0	0
省エネルギー計算書(様式第4号)	0	0
設備概要の分かる資料(カタログ、ホームページの写し等)	0	0

(省エネルギー計算書(様式第4号)の添付資料)		
誓約書(様式第5号)	0	0
役員一覧表(様式第6号)	0	_
補助対象事業の内容を確認できる資料		
(企業の概要書、位置図、平面図、配置図等)	0	O
更新前の設備等の設置状況が確認できる写真等	0	0
定款	0	_
法人の履歴事項全部証明書の写し		
(3か月以内に発行されたものに限る。)	0	_
税務署の受領印が押印された確定申告書B及び所得税青色申告決		
算書の写し(個人事業主に限る。電子申告 (e-Tax) を行った場合は、		$\cap$
国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)。)	_	O
(※2)		
豊田市 SDGs 認証の認証書の写し(豊田市 SDGs 認証のうち、最上	^	٨
位認証又は上位認証を取得している場合に限る。)	$\triangle$	Δ
委任状 (様式第 14 号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式)	^	^
(本人以外に申請を委任する場合に限る。)	Δ	Δ
その他市長が必要と認めるもの	Δ	Δ

<sup>※1</sup> 見積書(様式第2号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式)には、補助対象設備の本体価格を明確に記載すること。

※2 個人事業主が確定申告の時期の都合により「青色申告書の写し」を提出できないときは、交付申請時は「開業届」を提出すること。「青色申告書の写し」の発行ができるようになった時点で速やかに提出すること。なお、これらの書類が提出されないとき又は要綱の定める要件を満たさないときは、補助金の交付は行わない。

### (2) 交付申請時に提出する書類

	法人	個人事業主
補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 11 号)	0	0
補助対象経費明細書(様式第3号)	0	0
更新後の設備等の設置状況が確認できる写真等 (※)	0	0
契約書等発注したことを証する書類等(契約書、発注書等)	0	0
領収書等支払いしたことが分かる書類等(領収書、通帳の写し等)	0	0
委任状 (様式第 14 号又はそれと同一の内容を記載した任意の様式) (申請者が本人以外に申請を委任する場合)	Δ	Δ
その他市長が必要と認めるもの	Δ	Δ

<sup>※</sup> 更新後の写真は、工事施工時にしか撮影できない場合でも必要になるため、施工業者等に撮影 を依頼するなどして対応すること。

### (3) 内容変更時に提出する書類

	法人	個人事業主
事業計画変更承認申請書(様式第8号)	0	0
見積書(様式第2号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式)	٨	^
(※1)	Δ	Δ
補助対象経費明細書(様式第3号)	Δ	Δ
省エネルギー計算書(様式第4号)	Δ	Δ
設備概要の分かる資料(カタログ、ホームページの写し等)	٨	^
(省エネルギー計算書(様式第4号)の添付資料)	$\triangle$	Δ
補助対象事業の内容を確認できる資料		
(企業の概要書、位置図、平面図、配置図等)	Δ	$\triangle$
(※2)		
更新前の設備等の設置状況が確認できる写真等	^	^
(※2)	$\triangle$	Δ
豊田市 SDGs 認証の認証書の写し(豊田市 SDGs 認証のうち、最上	^	^
位認証又は上位認証を取得している場合に限る。)	$\triangle$	Δ
その他市長が必要と認めるもの	Δ	$\triangle$

<sup>※1</sup> 見積書(様式第2号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式)には、補助対象設備の本体価格を明確に記載すること。

### (4) 事業廃止時に提出する書類

	法人	個人事業主
補助金交付対象指定申請取下げ書(様式第 10 号)	0	0

### 8 スケジュール

### ① 指定申請(事業者→市)

・申請は、原則、あいち電子申請・届出システムにより行うこと。

### ② 事業着手(事業者)

- ・事業着手とは、補助対象事業の発注をいう。
- ・事業着手(発注・契約)は、指定申請の日の翌日以降しか行うことができない。
  - ※1 契約書がある場合は契約書に記載された契約締結日が、契約書がない場合は発注書 等に記載された発注日等が事業着手(契約)日となる。
  - ※2 審査の結果、指定申請が却下されたとしても豊田市は責を負わない。

<sup>※2</sup> 補助対象設備を追加する場合等は添付すること。

# ③ 指定可否決定(市→事業者)

- ・申請書類等を審査し、指定の可否を決定する。
- ・指定決定の際に、必要な条件を付す場合がある。
- ・標準的な処理期間は1~2か月程度とする。

### ④ 事業計画変更承認申請及び承認(市↔事業者)

・補助金交付対象に指定された事業者(以下「指定事業者」という。)が補助金の交付申請を するまでの間に当該指定に係る内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書 (様式第8号)その他市長が必要と認めるものを市長に提出し、承認を得なければならな い。なお、補助事業の内容に何らかの変更が生じる場合は、あらかじめ市に相談すること。

#### <変更承認申請が必要な場合>

- ・事業計画に変更がある場合(更新する既存設備を追加する場合など)
- ・事業期間に変更がある場合(事業期間の延長をしたい場合(やむを得ない場合、最大 1年6か月まで延長可能))
- ・事業に係る金額に変更があった場合(交付申請までに豊田市 SDGs 認証(ゴールド、シルバーに限る。)を取得し、補助率等の変更を希望する場合を含む。)
  - ※事業に係る金額に変更(増額)があったにも関わらず、事業計画の変更承認を受けなかったときは、指定申請時に提出した補助対象経費明細書(様式第3号)に記載された申請補助額が補助金額の限度額になる。
- ・国又は地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けようとする場合
- ・軽微な変更の場合、承認申請を不要とする場合もあるため、事前に相談すること。
- ・その他、変更承認申請が必要なケースについては、個別具体的に検討する必要がある ため、指定時の申請内容から何らかの変更が生じる場合は必ず市に相談すること。

#### ⑤ 事業完了(事業者)

- ・事業完了とは、補助事業の実施後、補助事業に係る全ての支払が完了することをいう。
  - ※補助事業の実施が終了した日、又は補助事業に係る全ての支払が完了した日のいずれか 遅い日が事業完了日となる。
- ・指定の日から 1 年以内に事業を完了すること。ただし、令和 6 年度に指定申請する補助対象事業は、令和 8 年 3 月 31 日までに事業を完了すること。

### ⑥ 交付申請(事業者→市)

・補助事業が完了したときから起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い期日に必要書類を市長に提出すること。

#### ⑦ 交付可否決定(市→事業者)

- ・交付申請の内容等を確認し、交付の可否等を通知する。
- ・標準的な処理期間は1~2か月程度とする。

### ⑧ 請求(事業者→市)

・市長が指定する請求書により、補助金の請求をする。

### 9 支払い(市→事業者)

#### 9 注意事項

- ・同一事業所においてこの補助金の交付を受けることができるのは1回までとする。同一事業所とは、電気、ガス、水道、油等のエネルギー管理を一体で行う事業所をいう。
- ・申請書類等は、市に提出する前に、写しをとっておくこと。
- ・交付申請書を提出された場合でも、添付書類等に不備があった場合、受付できないことがある(不 備事項を補正した上、再度申請)。
- ・場合によっては、指定又は補助金の交付決定の取消し、補助金の交付の停止、補助金の返還などの対応を求めることがある。
- ・必要に応じて、補助事業者に補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得した財産について説明又は文書の提出を求めることがある。
- ・要綱で定める期間中は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を保存しなければならない。
- ・補助対象事業により取得した設備等について、要綱で定める期間中は、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ・本補助金を活用した事業について、取材等を依頼する場合がある。
- ・当手続要領に加え、要綱も必ず確認すること。